

令和 7 年度

いじめ防止基本方針



八幡浜市立神山小学校

いじめ防止基本方針

八幡浜市立神山小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

- ※ 悪意のない行為、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。指導にあたって「いじめ」という言葉を使うか否かは、個別に判断するものとする。
- ※ 物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 基本的認識

次の基本認識に立ち、いじめの有無やその多寡のみを問題視するのではなく、いじめの早期発見・早期対応、未然防止を目指して、組織としての実践を大切にする。

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校、どの学級にも起こり得る。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめが発覚した場合は、その対応を最優先とし全教職員が組織で対応する。
- (9) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体なって取り組む。
- (10) いじめの加害者への成長支援についても配慮する。
- (11) いじめが助長されることのないよう、特に配慮が必要な児童に対しては、児童の特性を踏まえた適切な支援に努める。
 - ・ 発達障がい等の障がいへの正しい理解と支援
 - ・ 帰国した児童への支援
 - ・ 被災地等からの避難児童への支援

II 推進体制

1 二層の情報環流方式

- (1) 神山小学校運営協議会
- (2) 八幡浜市こども未来共創会議
 - ※実務チーム会議

2 職務別の役割

(1) 管理職

- ア 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気为学校全体に醸成する。
- イ いじめ防止を計画的に推進し、児童自らが主体的に参加できるように教職員に働きかける。
- ウ いじめに関する相談体制を整備するとともに、適切に機能しているか定期的に点検を行う。
- エ いじめが発生した場合は、「いじめ対策委員会」を招集し、早期に適切な対応を行う。

〔 構成員：校長、教頭、生徒指導主事（いじめ対策主任）、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係学級担任 〕

(2) いじめ対策関係主任（生徒指導主事、人権・同和教育主任、道徳教育推進教師）

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ いじめを防止するため、学校の教育活動全体を通じた人権・同和教育や道徳教育の充実、諸活動などの推進等に積極的に取り組む。
- ウ 校内巡視や校区内巡視により異常の有無を確認したり、効果的なアンケート調査の実施によりいじめの早期発見に努めたりする。

(3) 養護教諭・特別支援教育コーディネーター（教育相談）

- ア 悩み相談を行い、児童の変容について学級担任、生徒指導主事、管理職に報告する。
- イ 教育相談活動が機能するように、児童・保護者・教職員・関係機関等とのコーディネートに努める。

(4) 学級担任（含不登校対策・生活支援の非常勤講師）

- ア 一人一人を大切にした学級経営を推進する。
- イ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを学級全体に醸成する。

(5) ハートなんでも相談員

学校からの依頼に応じて、児童のカウンセリングや教職員との情報交換を実施する。知り得た情報等は、守秘義務に留意しながら、中学校との連絡に役立てる。

Ⅲ いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学級全体で取り組む。また、児童に達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むため、次のような実践を行う。

1 いじめ問題対策プログラム（資料1）

2 授業づくり

- (1) すべての教科において、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。（ユニバーサルデザインの授業づくりの推進）
- (2) 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や、思いやりの心を育む道徳教育を推進する。
- (3) 様々なかかわりを深める体験活動を充実させる。

3 仲間（集団づくり）

- (1) 各学級で、子ども同士が互いのよさを認め合うことのできる、よりよい人間関係づくりに取り組む。
- (2) 異年齢集団で編成する「なかよし班」での活動を通して、仲良く楽しい学校生活を送り、思いやりの心を育む。

4 校内研修・職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- (2) 教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修を行う。
- (3) カウンセリングや情報モラル等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

5 評価

- (1) 学級担任・養護教諭等による観察
- (2) 学校運営協議会（学校関係者評価委員会）
- (3) 職員会議

IV 早期発見

1 日常的な取組

- (1) 全教職員による見守り（児童のいる所に教職員あり）に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 休み時間・放課後の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩み等を把握する。
- (3) 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を充実させる。

2 発見のチェックポイント

- (1) いじめが起こりやすい（起こっている）学級（集団）
 - ア 整理・整頓ができない（ごみが多い）。
 - イ 掲示物がはがれていたり、落書きがあつたりする。
 - ウ 生活のルールが守られない（忘れ物が多い）。
 - エ グループ分けをすると、ほぼ固定化される。
 - オ 班にすると、机と机の間に隙間がある。
 - カ いつも特定の児童が目立つ立場にいる。
 - キ 発表者が少ない。
- (2) いじめられている児童
 - ア 欠席や遅刻が増える。
 - イ 保健室へ行く回数が増える。
 - ウ 不自然な言動が多い。
 - エ 孤立しがちである。
 - オ 持ち物が無くなる。
 - カ 教職員の近くにいたがる。
 - キ 成績が突然下がる。
- (3) いじめている児童
 - ア 他の児童にきつい言葉をつかう。
 - イ 教職員によって態度を変える。
 - ウ 所持している金品が多くなる。

3 教育相談活動 ※気軽に相談できる雰囲気づくり

- (1) 定期的な教育相談の実施と「やわたはま元気ノート」の活用
- (2) 保健室における相談活動の充実
- (3) ハートなんでも相談員との連携と教育相談の実施
- (4) 電話相談等外部事業の活用及び周知

- 八幡浜市いじめ110 0120-805-415
- いじめ相談ダイヤル24 0120-0-78310 younghl@quartz.ocn.ne.jp
- 八幡浜警察署生活安全課 0894-22-0110

4 アンケートや調査 (資料2・3・4)

- (1) やわたはま元気ノート
- (2) なやみのちょうさ
- (3) 「家庭で気になること」の調査
- (4) いじめのサイン「発見シート」

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

- (1) 学級通信・学校だより、ホームページ等の活用
- (2) PTA参観日・役員会の充実
- (3) 神山小ともに歩む会・おやじ隊・地区補導会等との連携
- (4) 神山地区公民館活動や地域行事への参加

V いじめに対する措置

(原則)

- ・ いじめの兆候を発見した場合、問題を軽視しない。
- ・ 早期(即日)に、適切な対応を行う。
- ・ いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先とする。
- ・ 解決に向けて一人で抱え込まず、チームで対応する。必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

(把握すべき情報)

- ・ 誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ・ いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ・ どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか? 【内容】
- ・ いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

1 いじめの初期対応

※資料5参照

2 被害児童のケア

- (1) 心身の安全を保障する。
- (2) 事実関係や気持ちを傾聴する。
- (3) 心的外傷後ストレス障がい等の後遺症も確認し、必要に応じてカウンセラー等の派遣を依頼する。

3 加害児童の指導

- (1) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことや、その行為は犯罪であることを理解させる。
- (2) 相手の苦しみや痛みに関心をもち、思いを寄せる指導を十分に行い、人権意識をもたせる。
- (3) 加害児童に事案の反省を促すとともに、望ましい人間関係の築き方等の指導を行い、当該児童の成長支援を図る。また、必要に応じて、抱えるストレス問題の除去にも努める。

4 周囲の児童への対応

- (1) 傍観していることは「いじめているのと同じ」であるという毅然とした態度で指導する。
- (2) いじめを知らせた児童を守り通すために、教職員の目の届く体制を整備する。

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) 犯罪に該当しうる場合は、警察と相談しつつ対応する。
- (2) 犯罪に該当しない場合は、深刻化しないよう指導を重ねる。
 - 被害児童の心のケアを第一にして、状況を保護者に説明する。
 - 校内にとどまらず、学校間連携を図ることも視野に入れて対応に当たる。
- (3) 参観日等を活用し、保護者を対象とした研修の機会を設けたり、パソコンやスマホ、通信機器等の使用について、地区別懇談会や校報等により啓発したりして、「八幡浜市いじめ対策委員会の提言」の徹底に努める。
 - 利用時間の制限（午後9時まで）
 - フィルタリングの徹底
 - 家庭でのルール作り

※ パソコンやスマホ、携帯電話等を管理するのは家庭であり、携帯電話を持たせる必要性について十分に家庭で検討する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したととらえない。次の2つの要件が満たされている必要がある。また、解消後も、再発していないかの確認を行う。

- いじめに係わる行為が止んでいる…3か月を目安とする。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていない。…被害児童及び保護者に面談で確認

7 関係機関等との連携

- (1) 八幡浜市教育委員会
- (2) 八幡浜市教育支援室
- (3) 市いじめ問題等緊急支援委員会・いじめ問題等対応サポートチーム
- (4) 八幡浜警察署生活安全課

VI 重大事態への対応

1 重大事態の意味

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とし、7日以内に報告する。ただし、一定期間（7日）連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手し、市教委に相談する。）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態の「疑い」があった場合や、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったら、すぐに市教委に報告・相談する。
※ 申し立てがあった場合は、重大事態として対応する。
- (2) 市教委の指導や助言を受けて調査等を行い、調査結果を報告する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

3 調査及び組織

(1) 調査について

- ア 5W1Hを明確にして、時系列で記録する。場合によっては、公開を求められることを意識する。
 - イ 調査の公平性・中立性を確保する。
 - ウ 児童のアンケート調査や面接については十分な配慮が必要であり、方法等検討して実施する。
 - エ 重大事態にかかわる資料の保管については、次のとおりとする。
 - アンケートの質問票の原本等の一次資料は、当該学年が中学校を卒業するまでとする。
 - 聴取結果の記録文書等の二次資料及び調査報告書は、小学校卒業後5年間の保管とする。
 - その他の資料については1年間の保管とし、記入のあるアンケートのみを小学校卒業まで保管することとする。
- ※ アンケート等の枚数が膨大な量になることから、適宜電子化して保管することとする。

(2) 組織について

校長が緊急対策会議及び調査組織を立ち上げて、市教委の指導・市いじめ対策委員会の支援のもと調査を実施し、組織的に対応する。

資料1 いじめ対策プログラム

資料2 なやみのそうだん

資料3 「家庭で気になること」調査

資料4 いじめのサイン発見シート

資料5 いじめの初期対応

【資料1】

いじめ問題・不登校対策プログラム

八幡浜市立神山小学校

		校内対策		校外対策	
一 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導体制 いじめ問題・不登校対策年間計画 いじめ防止基本方針の共通理解（下旬） 教育相談週間における取り組みの共通理解 家庭訪問（23, 24, 25日） 	* 児童観察による教育相談 * 悩み相談・家庭で気になること調査 * 情報交換会（職員朝礼、職員会）	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒をまもり育てる日（8日） 登校指導・あいさつ運動（8日、18日） 教職員による補導活動 学警連 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> やわたはま元気ノート実施→教育相談 校内研修（配慮を要する児童の共通理解） 		<ul style="list-style-type: none"> 学警連 登校指導・あいさつ運動（20日） 学校運営協議会（8日） 教育相談員の定期学校訪問 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 参観日（保護者との連携） やわたはま元気ノート実施→教育相談 		<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事研修会 登校指導・あいさつ運動（20日） 教職員による補導活動 学警連 	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭で気になること」の調査（中旬） 個人懇談（中旬） 職員会議（共通理解） ① 休日における児童の生活把握 ② 夏季休業中の生徒指導 		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒をまもり育てる日（7日） P T A地域部会 学警連 神山地区補導員会 登校指導・あいさつ運動（18日） 	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 家庭連絡と個別指導（随時） 校内研修（人権・同和教育研修） 校内研修（特別支援教育研修） 		: : : : : : : : :	<ul style="list-style-type: none"> 神山地区補導員会特別補導 教職員による補導活動
	9月	<ul style="list-style-type: none"> やわたはま元気ノート実施→教育相談 職員会議（1学期の取り組みの評価と反省） 		年間 毎学期	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導・あいさつ運動（1日、19日） 学校運営協議会 教職員による補導活動 学警連
	10月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策強調週間（中旬） 		* あいさつ運動	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導・あいさつ運動（20日） 教育相談員の定期学校訪問 学警連
二 学 期	11月	<ul style="list-style-type: none"> 人権集会 人権参観日・人権学習会講演会（26日） いじめの実態調査 「家庭で気になること」の調査（下旬） 	* 学生会による児童理	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来共創会議（予定） 児童生徒をまもり育てる日（5日） 登校指導・あいさつ運動（20日） 学警連 えひめいじめSTOP! デイ 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> やわたはま元気ノート実施→教育相談 個人懇談（下旬） 職員会議（共通理解） ① 休日における児童の生活把握 ② 冬季休業中の生徒指導 	: : : : : : : : :	<ul style="list-style-type: none"> 神山地区補導員会 登校指導・あいさつ運動（19日） 教職員による補導活動 学警連 	
	1月	<ul style="list-style-type: none"> やわたはま元気ノート実施→教育相談 職員会議（2学期の取り組みの評価と反省） 	6月 必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導・あいさつ運動（8日、20日） 学校運営協議会（22日） 教職員による補導活動 学警連 	
三 学 期	2月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議（生徒指導上の問題における改善点について） 校内研修（児童の変容と今後の取組について） 学級P T A（情報交換） 「家庭で気になること」の調査（下旬） 	2月 必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員連絡協議会 登校指導・あいさつ運動（20日） 学警連 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会（1年間の反省を含む） ① 休日における児童の生活把握 ② 学年末休業中の生徒指導 		<ul style="list-style-type: none"> 登校指導・あいさつ運動（19日） 小・中学校の情報交換（卒業生） 学警連 	

【資料2】

なやみのそうだん（1・2年）

（ ）ねん（ ）くみ なまえ（ ）

（1） あなたは、なにかのりゆうで、学校に行きたくなくなることはありませんか。

どれかに○をつけてください。

ア よくある イ たまにある ウ ない

アまたはイに○をつけた人は、そのりゆうをかいてください。

（2） あなたは、こまったりなやんだりしていることがありますか。

ア ある イ ない

アに○をつけた人は、こまったり、なやんだりしていることをかいてください。

（3） あなたのまわりに、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。

ア いる イ いない

アに○をつけた人は、どのようなようすかおしえてください。

なやみのそうだん（3・4・5・6年）

（ ）年（ ）組 名前（ ）

（1） あなたは、なにかのりゆうで、学校に行きたくなくなることがありますか。

ア よくある イ たまにある ウ ない

アまたはイに○をつけた人は、その理由を教えてください。

（2） 昼休みに1人で遊ぶことがありますか。

ア ある イ ない

（3） 先生がいないところで、友達にいやなことをされることがありますか。

ア ある イ ない

（4） ゲームやネットの使用で、こまったりなやんだりしていることがありますか。

ア ある イ ない

（5） あなたは、こまったりなやんだりしていることがありますか。

ア ある イ ない

（6） あなたのまわりに、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。

ア いる イ いない

アに○をつけた人は、どのようなようすか教えてください。

【資料3】

令和7年6月23日

保護者 様

八幡浜市立神山小学校長 西村 一郎

「家庭で気になること」調査のお願い

保護者の皆様におかれましては、平素から学校教育への御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この調査を通じて、学校と家庭が連携していじめの早期発見、解決や悩みの解消に結びつけていきたいと思っております。

そこで、御家庭において、次の18項目に該当するものがありましたら、番号に○をつけてください。

提出の際には配布しました封筒に入れて、7月1日(火)までに御提出ください。

特に、気になることのない御家庭も御提出下さい。よろしくお願いいたします。

「家庭で気になること」

- 1 不安や心配な気持ちになり、疲れている様子である。
- 2 一人で考えごとをしていることが多い。
- 3 親から視線をそらしたり、話しかけることをいやがったりする。
- 4 最近、急に食欲が減ってきた。
- 5 顔や身体に、あざ、傷、こぶ、けがなどが多い。
- 6 服が破れたり、汚れたりして帰ったことがある。
- 7 教科書やノートが破れていたり、落書きがあつたりする。
- 8 帽子・かばん・傘・くつなどの持ち物が紛失するなどの異状がある。
- 9 こづかいを要求する回数や欲しがる金額が増えている。
- 10 いつもの友達と遊ばなくなり、友達関係に変化がある。
- 11 習いごとを休むことが多くなった。
- 12 学校からの帰宅時間が遅くなったり、不規則になつたりしている。
- 13 行き先を告げず、外出する。
- 14 家庭での学習意欲が著しく減退している。
- 15 頭痛や腹痛などの体調不良を訴えることが増えた。
- 16 乱暴な言葉づかいをするようになった。
- 17 ゲームやネットの使用で気になることがある。
- 18 前回の調査以降に、お子さんや友達がいじめられていることを聞く。

※ 他に何かお気づきの点や不安な点などがありましたら、お書き下さい。

年 児童氏名

保護者氏名

※ 御協力ありがとうございました。なお、お子さんのことで不安なこと、学校に聞きたいことなどがありましたら、いつでも学校に御連絡ください。

【資料4】

いじめのサイン 発見シート

言葉で伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などに現れます。ふだんの生活とちがいを確認してください。もし、気になることがあれば、家族だけで悩まず、学校に相談してください。

いじめにあっていませんか？ ※ チェック欄は2回、又は2人で確認できるよう2つあります。

【朝(登校前)】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりする。

【夕(下校後)】

- ケータイ、SNS・メールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出す。必要以上のお金をほしがる。
- 遊びの中でからかわれたり、命令されたりする。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

【夜(就寝前)】

- 表情が暗く、家族との会話もへった。
- 些細なことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもっている時間が増えた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。

【夜間(就寝後)】

- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。

いじめをしていませんか？

- 言葉遣いが荒くなる。
- 言うことを聞かない。
- 人をばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたもの以上のものを持っている。
- おこづかいで買えない物がある。

- 「新学期」や「休み明け」の環境の変化に注意しましょう。
- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大事です。
- 様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守りぬく」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないことを伝えましょう。
- 子どもに次のことは言わないようにしましょう。
「無視なさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられる方が悪い」「弱いからいじめられる」

【資料5】 いじめの初期対応

○流れ

いじめ事案の発生

事実関係の把握

指導体制の確認

保護者・市教委等への報告

該当児童への指導

被害児童

加害児童

傍観児童

全職員による支援体制

○ポイント

- 「いじめは絶対に許さない」という指導
- いじめられた児童を必ず守る。

- 1 学級担任のみでなく、養護教諭、特支教育コーディネーターなどとも連携する。
- 2 普段と違うところを見逃さない。

- 1 教職員の連携を強化する。
- 2 管理職・指導部との連携を図る。
- 3 全職員が事実把握に努める。

- 1 該当児童には、学級担任・学年主任が連絡。
- 2 保護者に来校してもらい、事実関係を知らせ、今後の指導について伝える。
- 3 管理職は、事実関係が把握できた段階で、市教委や関係諸機関へ報告する。

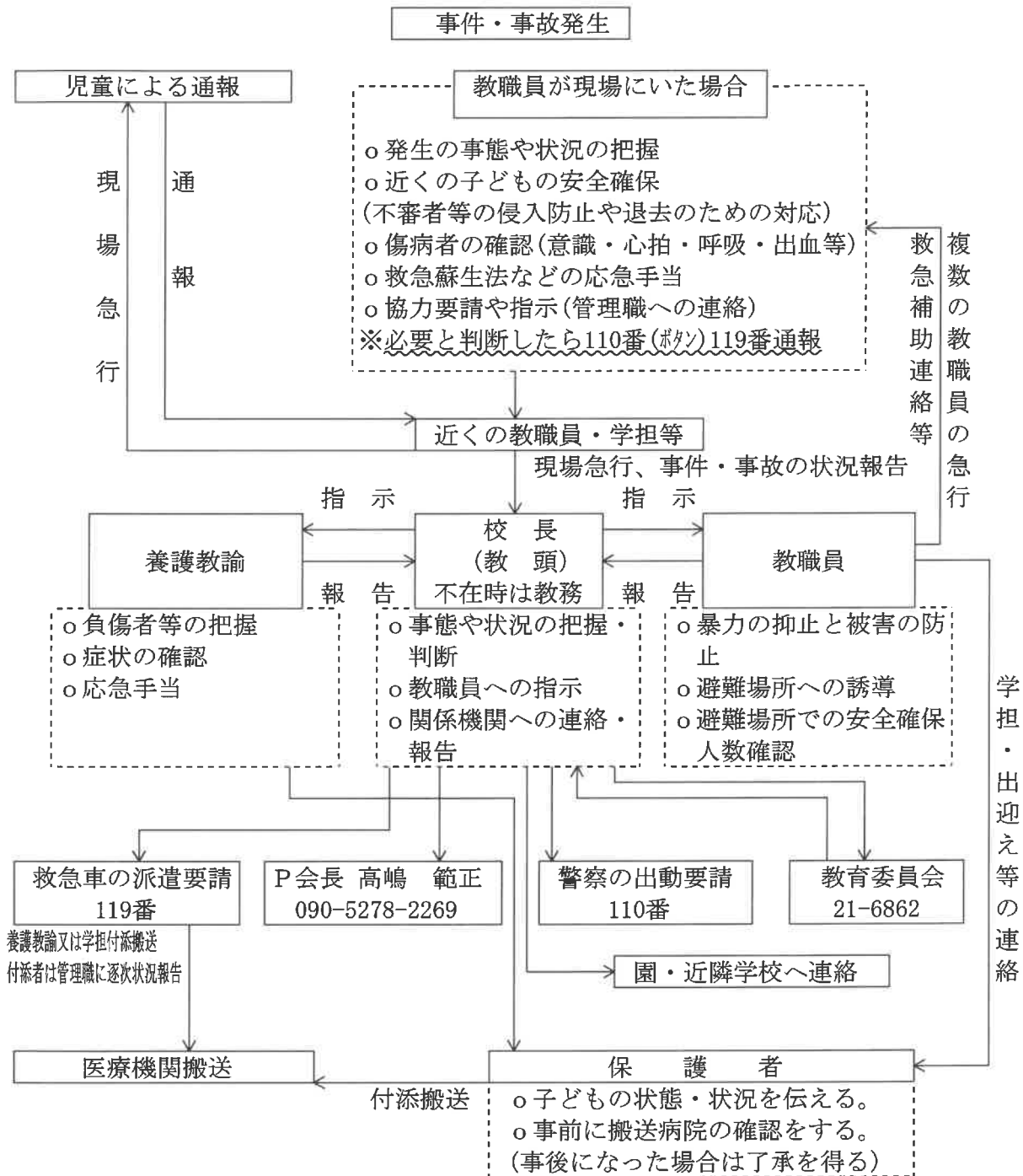
「絶対に守る」ことを伝え、苦しい思いや嫌な思い、心配なことについても、すべて述べるができるようカウンセリングマインドで接する。

いじめた原因を自覚させるとともに、相手がどれほど嫌な思いをしているのかを知らせる。

傍観していることは「いじているのと同じ」であるという毅然とした態度で指導する。

- 1 被害児童を守ること。
- 2 心理面でのケアに努める。
- 3 「いじめを絶対にしない」「許さない」指導。

事件・事故・災害など緊急事態発生時の対応(基本)



留意事項

- 1 子どもの安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速・正確な連絡・通報
- 4 市教委等への連絡内容

【事故】 ①日時 ②学校名 ③児童生徒氏名 ④学年 ⑤保護者氏名 ⑥住所・電話
⑦事故の概要・症状等 ⑧対応状況 ※速報が必要な場合もある。

【不審者】 ①不審者の状況(人数、場所、凶器、何をしていた等) ②こどもの状況(負傷者の状況、避難の状況等) ③教職員の対応状況(防御、避難誘導、応急手当等) ④関係機関等への連絡状況